

# 憲法院とコンセイユ・デタ

Conseil constitutionnel et Conseil d'Etat

レ ジ・ フ レ ス\*  
訳 植 野 妙 実 子\*\*  
石 川 裕 一 郎\*\*\*

コンセイユ・デタと憲法院の関係をよく理解するには、まず、合憲性審査の領域において用いられるいくつかの概念をしっかりと押さえる必要がある(I)。それから、この二つの機関がその歴史及び構成においてはかなり異なるものである(II)が、相互に補完し合い(III)、さらには協働関係にある(IV)ということを確認することとする。

## I. 前提となる概念

### A. 合憲性審査に適用される概念

事前審査または事後審査—審査は法律の施行前または施行後に行われる。コンセイユ・デタ争訟部は事後審査を行う。憲法院は両方行う。事前審査は最も有効な権利保障システムである。違憲の法文は適用前に消滅し、いかなる遡及効上の問題も生じないからである。

訴権 action または抗弁 exception に基づく審査—主たる訴えが法律その

---

\* コンセイユ・デタ評定官

Régis FRAISSE

Conseiller d'Etat

\*\* 所員・中央大学理工学部教授

\*\*\* 嘱託研究所員・聖学院大学政治経済学部教授

ものに対して提起されるのは訴権に基づく審査である。訴訟に際して法律に対する異議が出されるのが抗弁に基づく審査である。合憲性優先問題 QPC の訴えを提起するには訴訟が必要である。

具体的 *in concreto* 審査または抽象的 *in abstracto* 審査—具体的審査はまさに訴訟の際に行われるのに対し、抽象的審査は、その具体的な適用を考慮せずに、法律（及び命令）の規範のみを対象に行われる。

非集中型審査または集中型審査—非集中型審査とは審査が裁判所システム全体において行われることをさし、集中型審査とはそれが専門特化された裁判所に委ねられていることをさす。

さらに、合憲性審査がもたらす効果は、事案により以下のように変化する。

—対世効 *erga omnes*、すなわちすべての者にとって効果を有するか、または当事者間 *inter partes* のみに効果を有するか。

—遡及効 *ex tunc* を有するか、または将来効 *ex nunc* に限定されるか。

## B. 二つの合憲性審査モデル

### 1. アメリカ連邦最高裁判所モデル

このシステムでは、すべての第一審または控訴審裁判所、同様に最高裁判所が法律の合憲性審査を行い、自らが違憲と判断した法律の適用を拒否することができる。しかし、法上、裁判所は違憲の法律を無効とすることはできない。裁判所は、自らに付託された事件においてその法律の適用を拒否しうるだけである。これは、法律が議会によって廃止されてはいない以上、依然として有効であるということを意味する。これが非集中型、事後、抗弁に基づく審査と呼ばれるものである。

このシステムは、ジョン・マーシャル連邦最高裁判所長官時代に出された有名なマーベリ対マディソン判決から生まれた。マーシャル長官は1801年から1835年までその地位にあり、司法権に憲法の擁護者としての役割を求めていた。しかしながら1787年憲法は、1789年3月4日に施行されていたが、この問題には沈黙したままだったのである。

その数ヵ月後に採択された1789年8月26日の人及び市民の権利宣言は、その前文において示されているように、「立法権の行為及び執行権の行為が、すべての政治制度の目的と常に比較されうることでより尊重され、今後は市民の要求が簡潔で争う余地のない原理に基づいて、つねに憲法の維持と万人の幸福に向かうように」起草された。

歴史のパラドクスだが、合憲性審査について沈黙している1787年の法文が合衆国では合憲性審査を生み出すことになるのに対し、沈黙してはいないフランスの法文がフランスでは合憲性審査を生み出さないことになるのである。

## 2. オーストリア憲法裁判所モデル

オーストリアは、もう一つの憲法裁判所モデルであり、部分的にフランスの1958年憲法の起草者が範としたモデルである。その起源は1920年に遡る。それはアメリカモデルとまったく異なるものである。

そのアイディアの源は、とりわけハンス・ケルゼンに代表される偉大な法学者たちを輩出した法理論の学派である、ウィーン学派にある。このモデルは、他の裁判所からは独立し、この審査に専門特化された裁判所に法律の合憲性審査を集中させるシステムである。

オーストリアの憲法裁判所は、このモデルに則って創設された最初の裁判所である。この裁判所がヨーロッパを中心とした世界の多くの国々（数例だけあげるとドイツ、イタリア、スペイン、ポルトガル、ロシア、東ヨーロッパ諸国）の範例となるには数十年の歳月を要した。

それゆえ、この審査は集中型である。審査は事前または事後の場合がありうる。それは抽象的、かつ対世効を有する。

## II. 異なる二つの機関

### A. 異なる歴史

昨日 [2015年12月21日の大学院公共政策研究科主催の講演会]、私はコ

ンセイユ・デタの歴史について話した。そこで、コンセイユ・デタは国王顧問会議の後身で、共和暦八年憲法（1799年）によって設置されたことを説明した。それ以来コンセイユ・デタは、今日に至るまで行使する二つの権限、すなわち行政に関する権限と争訟に関する権限を付与されている。

この共和暦八年憲法は同様に、古代ローマ共和国を想起させる「護憲元老院」と呼ばれる合憲性審査機関を創設した。

護憲元老院はおよそ100名の議員から構成されていた。同院は、審署前の法律の事前審査を行った。さらに同院は、憲法によって規定されていなかったことすべてを解決し、憲法の条項を解釈することもその任務としていた。同院は第一帝政（1804年）において維持され、ついで廃止（1814年）されるも、第二帝政において再登場することとなる（1852年）。

しかし、その活動は批判され、第二帝政終焉（1870年）に際して共和派は同院の維持を拒否した。

破毀院もコンセイユ・デタも合憲性審査をすることを受け入れなかった。それゆえ、第三共和制期には法律の合憲性審査は存在しなかった。国会が主権者だったからである。法律は至高の存在であった。憲法は、法律を拘束するような法的効力を何らもたなかったのである。

第四共和制（1946年）はこの事実上の状態に終止符を打とうとし、憲法委員会を設置するが、このシステムは不完全かつ不十分なもので、適用されることはなかった。

不完全だったのは、同委員会は違憲の法律を取消すことはできず、ただありうべき憲法の改正までその審署を延期させるだけであり、きわめて政治的に構成された機関によって確保されていたからである。

不十分だったのは、その合憲性審査は専ら法律の形式的適法性のみを対象としたものであって、権利と自由には及ばなかったからである。

最後に、適用されなかったのは、この委員会は共和国大統領とその議員の多数決で決定した共和国評議会の共同の訴えによってしか付託されえなかったからである。

1958年以来ときがたっているが、第五共和制憲法は憲法院を設立した。

これ以来、憲法院とコンセイユ・デタは、双方ともパレ＝ロワイヤルに所在しつつも、異なる位置づけで共生している。当初はいくつかの困難に直面したものの、現在では協働する慣行が定着している。

## B. 異なる構成

昨日私たちは、コンセイユ・デタが、国立行政学院及び外部任用を経て採用された、主に評定官、調査官及び傍聴官たる高級官僚から構成されることを確認した。コンセイユ・デタの構成員はコンセイユ・デタまたは外部の行政機関もしくは公企業で職歴を重ねるが、常にコンセイユ・デタの構成員のままである。

憲法院は、その構成においてコンセイユ・デタとは似ていない。

憲法院は、9人の任命された構成員と当然の構成員（元共和国大統領）から構成される。

共和国大統領は3年ごとに1名、3名の構成員を任命する。元老院議長と国民議会議長も同様に3人の構成員を任命する。

このように、憲法院は3年ごとに3分の1ずつ構成員が新たに選ばれる。任命は議院の委員会への諮問後になされるが、委員会は5分の3の多数決で反対することができる。

任命された構成員の任期は9年で再任不可である。

憲法院院長は構成員の中から共和国大統領によって指名される。

憲法院の構成員になるには、いかなる年齢上または職業上の資格も要求されないが、任命される者の多くは法的素養または法曹実務の経験を有する。

## III. 相互に補完しあう二つの機関

### A. 選挙訴訟

1958年憲法3条は「国民主権は、その代表者を通じて、及び国民投票の方法によって、それを行使する人民に属する」と規定する。この表現は

1946年に遡るものである。この表現は国民主権と人民主権の結びつきを企図するものである。実際のところは国民主権が優位に立つが、それは、国民投票は減多に実施されず、また憲法27条は「あらゆる命令委任」を禁じているからである。国会議員は人民ではなく国民を代表する。しかし、これらの議員は人民によって選ばれる。実際、投票権はデモクラシーの礎である。投票権は普通、平等かつ秘密である。それはやはり憲法3条によれば「その民事的及び政治的権利を享有するすべての成年男女のフランス国民」に属する。注意すべきは、フランスで女性が投票するようになったのは1944年からということである。市町村選挙とヨーロッパ議会選挙については、フランス在住の欧州連合加盟国の市民にも投票権が認められる。

選挙訴訟は憲法院と行政裁判所の間で配分されている。しかし、専ら司法裁判所に属する選挙名簿に関する訴訟と、刑事裁判所によって処罰される軽罪を構成する選挙不正の場合の刑事手続については、どちらも管轄権限を有さない。

### 1. 憲法院

憲法院は国政選挙について管轄権限を有する。

憲法院は、5年ごとの共和国大統領選挙について大きな役割を有する(58条)。

選挙前、憲法院は選挙に先立つあらゆる行為について意見を述べ、候補者の公式名簿を決定（候補者になるには500人の議員の推薦を要する）し、代理人（約1400人の司法官）を指名し選挙作業を現場で監視させる。

投票後、憲法院はその結果を確認し、代理人の報告書を検証し、異議申立てについて裁定し、場合によってはそれを修正した後に結果に確証を与える。それから憲法院は選挙戦会計資金調達全国委員会によって下された選挙戦会計に対する決定に異議がある候補者の異議申立てについて裁定する。

憲法院はさらに例外的に生じうる以下の二つの状況に関与する権限も有する。

- ・共和国大統領の空席または障害

・候補者の死亡または障害

憲法院は国民投票についても同様の権限を有する（60条）。

憲法院は、憲法59条を適用し、異議申立てがなされた場合は国民議会議員及び元老院議員の選挙の適法性について裁定する。これは新しく設定されたものである。なぜならば、かつての選挙裁判所は両議院であったが、このことがしばしば党派的な無効につながったからである。憲法院は、申立て数が非常に多いこの訴訟について裁定するために、コンセイユ・デタの調査官と会計院の調査評定官である副報告者に補助される。このように憲法院は、それを裁判の手段として用いるコンセイユ・デタと同様に、真の選挙裁判所なのである。

## 2. コンセイユ・デタ

コンセイユ・デタは、二世紀以上にわたって選挙訴訟を裁判してきた。

コンセイユ・デタは、国民主権に関わらない重要な選挙、すなわち欧州議会選挙、州会〔地域圏議会〕選挙、海外地方公共団体の議会選挙、在外フランス人議会選挙について始審かつ終審として裁定する。

コンセイユ・デタは、地方選挙、とくに市町村会選挙と県会選挙についての地方行政裁判所の判決の控訴審（破毀審ではない）である。

当該選挙区の有権者または候補者すべては選挙結果に対して異議申立てできるため、選挙に対する行政裁判所への異議申立ての権利は広く開かれているといえる。さらに、この訴訟は弁護士義務主義をとっていない。その代わり、裁判所への申立て期間は概して短かく、裁判所は短期間で裁定しなければならない。

裁判官は、票数計算における過誤または不適法があった場合の結果の修正、及び、とりわけ僅差の場合、さまざまな候補者の間でいかに適切かつ誠実に投票が配分されるべきだったか決定できない場合、選挙の無効について幅広い権限を有する。選挙の無効は、原則として、新たな投票の準備につながる。一定の場合、裁判所は候補者に対して被選挙欠格を宣言し、その候補者の議席保持、及び新たな選挙へ立候補することを妨げることができる。

## B. 法律と命令の画定

1958年10月4日の憲法は立法権と命令制定権の関係を覆し、立法権は法律という文書を採択し、執行権は命令（主にデクレ）という文書に署名することを望んだ。

こうして、主として憲法34条は法律事項を限定し、37条は、法律事項に属する事項以外の諸事項が命令の性格を有すると規定した。すなわち、法律事項が限定されたのである。

憲法制定権者はいくつかの方法を定め、この配分を遵守させようとした。しかしながら、その後の経験が示すように、1958年に考えられていたように法律事項が限定されることはなかったのである。革命は起きなかった。

### 1. 憲法院

憲法院は、事前、すなわち法律審署前の審査という枠組みにおいて、積極的無管轄〔積極的無権限〕の審査を拒否し、消極的無管轄〔消極的無権限〕の審査を行う。

ある機関が他の機関の管轄に属する決定を行う場合、積極的無管轄が生じる。しかし、1982年以降、憲法院は、命令事項に関与する立法府の積極的無管轄を違憲とすることを拒否している（「価格凍結」判決 *Décision n° 82-143 DC du 30 juillet 1982*）。

管轄を有する機関、この場合は立法府が法文によって自らに付与されている権限を十全に行使しない場合、消極的無管轄が生じる。それは、憲法院が以下のことを確認することによって機械的に違憲となる。

一憲法38条によって定められているオルドナンスの枠外で、法律にしか属していなかった権限を立法府が政府に委任した。

一あるいは、立法府がその権限を十全に行使しなかった（たとえば、法律に属する徴税に関する規範を定めずに租税を創設すること）。

この審査は、憲法61条の枠内で機械的に行使される。このことは、その結果として、法律事項と立法府の管轄領域を拡張することになった。

しかしながら、首相は、当該法律が1958年以降に制定された場合は、命



令事項において採択された法律規定の改廃 (déclasser) を憲法院に求めることができる。憲法院が同意すれば、法律規定はデクレによって修正または廃止されることが可能である。

## 2. コンセイユ・デタ

コンセイユ・デタも同様にこの画定の確保に関与する。コンセイユ・デタは以下の二つの方法で関与する。

まず憲法は、憲法施行前の法律について、この権限をコンセイユ・デタに付与した。コンセイユ・デタの意見を経たデクレは問題なく、1959年以前に制定され、命令事項に属する法律規定を廃止または修正できる。しかしながらこのデクレは、訴訟を管轄するコンセイユ・デタへの異議申立ての対象となりうる。2006年、コンセイユ・デタが争訟部において自ら法律事項に関与したと判断し、このようなデクレが取消されることがあった (CE, 27 nov. 2006, Crampon, n° 296018)。これは、争訟部が行政部から独立していることを示している。

その行政部は、政府提出法律案とデクレ案について諮問を受け、その法文が法律と命令の画定を遵守しているかどうかを機械的に審査する。遵守されていない場合、行政部は無管轄とされた規定を廃止する。

数十年前は、例えば自由剝奪をとまなう違警罪について、この画定をめぐる憲法院とコンセイユ・デタの間に不一致が存在したが、それ以降、各機関は他方の判断を審査し、今は不一致はみられない。さらに、法文の法典としての編纂は主としてコンセイユ・デタの任務に属しており、デクレによる法律改廃の手続を経ることなく、効果的なやり方でこの二つの領域の間の選別が可能となっている。

## C. 基本権・基本的自由 *fondamentalité* に関わる審査

日本では、憲法第3章が、その10条から40条において国民の権利及び義務を定めており、また、81条により、法律、命令、規則その他一切の公的行為の合憲性について判断する最高裁判所が存在する。

フランスでは、基本権に関する諸規範からなるヒエラルキーはより多様

性に富み、かつ複雑である。

それが多様性に富むのは、フランスには主な規範ブロックが三つ存在するからである。

・憲法、ならびにそれが参照する1789年人権宣言、1946年憲法前文、及び2004年環境憲章の三つの法文からなる合憲性ブロック

・欧州人権条約とその付属議定書

・欧州連合の基本権憲章

それが複雑なのは、五つの最高裁判所が存在するからである。

・憲法院：憲法の最高裁判所

・コンセイユ・デタ：行政裁判系列の最高裁判所

・破毀院：司法裁判系列の最高裁判所

・欧州人権裁判所：ストラスブールに所在

・欧州連合司法裁判所：ルクセンブルクに所在

これらのさまざまな統制の存在は、裁判所間の対話を必要とする。ここでその完全な説明をしようとは思わない。ここでは、憲法院とコンセイユ・デタがこの領域においていかに補完し合っているかを説明するにとどめたい。

## 1. 憲法院

憲法院は、合憲性ブロックに照らし、専ら法律の合憲性審査を行う。憲法院はこの領域について排他的な権限を有している。それは、事前審査、つまり法律の審署前に、あるいは合憲性優先問題に応じるという形で事後審査の枠内でなされる。

しかしながら、反対に憲法院は条約適合性ブロック、とくに欧州人権条約と基本権憲章への法律の適合性審査を行う権限は認められていない。

1958年憲法55条は、適法に批准または承認された条約または協定は、その公布以降、法律に優越する権威を有すると定める。しかしながら、条約に反する法律が憲法に反するわけではない。さらに、憲法院は常に合憲性審査の枠内で条約適合性審査を行うことは拒否してきた。

1975年、憲法院に対し、欧州人権条約2条によって保障される生命への

権利に対する人工妊娠中絶に関する法律の適合性に対する判断を求める提訴がなされた。憲法院はそれを退けた。憲法院は「憲法61条の適用によって提訴がなされた場合、条約または国際協定の条項への法律の適合性を審査する任務」は自らには属さないと判断したのである。

しかし、だからといって憲法院は、当時コンセイユ・デタと破毀院がその行使を拒否していた審査権を妨げようとしたわけではない。憲法院は「その各々の権限の枠内において、これらの国際条約の適用を監視する任務は、さまざまな国家機関に属する」と判示し、この審査権を普通法上の裁判所に委ねたのである。

## 2. コンセイユ・デタ

1975年に破毀院はこれに応答し、この審査権の行使を受け入れた（1975年5月24日破毀院混合部判決、*Société des Cafés Jacques Vabre*）が、コンセイユ・デタは当初これを拒否した。憲法院の要請に応えるのに14年かかっている。そのことで、立法府が条約を前法に優先させることは妨げられなかった。なぜなら立法府は、条約の批准を認めることによって、暗黙のうち前法を修正していたからである。しかし、立法府にとって、条約の後法を問題とすることは、1789年人権宣言6条によれば「一般意思の表明」である法律の至高性を問題とすることのように思われた。

コンセイユ・デタは最終的に1989年に受け入れた（1989年10月20日大法院判決、*Nicolo*）。コンセイユ・デタは、憲法55条は暗黙のうち法律の条約適合性審査権の裁判所への授権を許容していると考えたのである。

これが条約適合性審査の大きな飛躍となった。こうして、2010年までは、法律の審署前に限定されていた合憲性審査があり、さらに、きわめて広い条約適合性審査があったが、前者は抽象的、後者は具体的であった。

2010年の合憲性優先問題 QPC（この P は合憲性審査に優先的 P (*prioritaire*)）の性格を与えようとしたものである）の導入によって、憲法は国内法体系において然るべき位置、諸規範のヒエラルキーの頂点に置かれることとなった。

## IV. 協働関係にある二つの機関

### A. 法律の事前の合憲性審査

#### 1. コンセイユ・デタ

コンセイユ・デタは法律の可決の準備を行う。すべての政府提出法律案は、閣議で審議される前に、コンセイユ・デタの行政部が答申する意見を徴さなければならない。2008年以降は、政府によるものだけでなく、数のうえでは政府提出法律案よりもはるかに少ないが、国会議員による議員提出法律案も、同様にコンセイユ・デタの諮問の対象となりうる。

コンセイユ・デタは、政府提出法律案が憲法に反していたり、憲法院の違憲の判断にさらされたりする場合に政府が負う憲法上のリスクについて政府に知らせる任務は自らに属すると考えている。これらのリスクは、憲法院の判例を考慮して、また後にみるように欧州人権裁判所の判例も考慮して評価される。

たしかに、コンセイユ・デタの意見と憲法院の判決の間に不一致はありうるが、経験上その不一致は稀であり、しばしば憲法院の判例の変化に起因するものである。

#### 2. 憲法院

憲法61条に基づいて合憲性審査は、組織法律については義務的で、通常法律については任意的である。合憲性審査が任意的な場合において、憲法院は以下の諸機関の一つから提訴を受ける。すなわち、共和国大統領、首相、セナ議長、国民議会議長、または60名のセナ議員もしくは60名の国民議会議員である。

すでにみたように、憲法院は合憲性ブロックに照らしてその審査権を行使する。しかしながら、憲法によって保障された権利及び自由と欧州人権条約によって保障されたそれらは今日では近いものとなっていることに注意が必要である。両者はほぼ同じ基本権を包括している。およそ20年前から憲法院は、その判例を欧州人権裁判所のそれと近づけることによってそ

の判例を変化させてきたのである。

このことは明瞭ではなかった。というのも、1789年の法文と1950年の法文の条文は異なるからである。一例だけあげると、1789年宣言には裁判を受ける権利、裁判所の公平性と独立性、両当事者の権利の均衡を保障する正当かつ公正な手続の存在についての規定はまったく存在しない。いくつかの判決において、憲法院はこれらの権利を1789年宣言16条と関連づけている。同条は注目すべき簡潔さを備えたものであり、私たちの憲法、そしておそらくは世界中のすべての憲法の中で最も美しい条文である。すなわち「権利の保障が確保されず、権力の分立が確定されていないいかなる社会も、憲法をもたない」。端的にいうと、ここには憲法のすべてがある。すなわち、権利保障と権力分立である。一方がなければもう一方も存在しえない。

以上のことから、なぜコンセイユ・デタが憲法院の判例とともに国際的な裁判機関の判例をも考慮しつつ、政府に対して法律の合憲性について意見を述べるのが理解できよう。

## B. 法律の事後の合憲性審査

最近この両裁判所の対話は事後審査制によって強化された。実際、ある法律が憲法が保障する権利と自由を侵害するおそれがあるという理由で、訴訟当事者がその法律に異議申立てをなすことは可能である。

それには以下の三つの要件を満たす必要がある。

- 一その規定が訴訟に適用可能である。
- 一その規定が憲法院によってすでに合憲であると宣言されていない。ただし、その後事情変更があった場合は除かれる。
- 一問題が十分に重大かつ新規なものである。

### 1. コンセイユ・デタ

コンセイユ・デタは、二つの形でQPCの手続に関与する。

まず第一にQPCは、第一審の訴訟においてだけでなく、控訴審または破毀審として裁判所の判断に対する申立ての行使の際に、はじめてであ

っても、コンセイユ・デタにおいて提起することができる。

条約不適合を理由とする申立てがなされたとしても、コンセイユ・デタは優先的に違憲の理由の重大性について判断しなければならない。この判決を下すのにコンセイユ・デタは3ヵ月の期間を与えられている。三つの要件が満たされていると判断する場合、コンセイユ・デタはQPCを憲法院に移送し、憲法院の応答を待つ間は他の理由についての判断を延期しなければならない。

他方、コンセイユ・デタは、行政裁判所に係属され、かつこれらの裁判所によって十分に重大であると評価されたすべてのQPCにとっての義務的な通過点である。コンセイユ・デタは、司法裁判所にとっての破毀院と同様に、フィルターの役割を果たす。コンセイユ・デタはあらためて、要件が満たされているかどうかと問題の重大性と新規性について、簡単にいえば問題が移送に値するかどうかについて検証する。

以上のように、コンセイユ・デタは法律の合憲性審査に参加している。

## 2. 憲法院

憲法院が、破毀院と同様にコンセイユ・デタからQPCの移送を受けた場合、憲法院は対審手続を開始する。すべてのやりとりは電子化されている。憲法院も同様に判決までに3ヵ月の期間を与えられている。

破毀院やコンセイユ・デタとは異なり、憲法院は両当事者の立論に拘束されない。憲法院は、移送されてきた法律の法文のすべての違憲性を職権で指摘することができる。憲法院はそれについて事前に両当事者に伝える。その役割は、実際のところその法文が合憲か違憲かについて述べることである。

法廷は公開される。弁論はインターネットで放送される。判決は、一般的には10日後になされる。

法律規定が合憲と宣言された場合、この宣言は訴訟を提訴された裁判所における申立て理由の排斥につながり、事情変更の場合を除きすべての新たなQPCは禁じられる。

判決が違憲と宣言された場合、この判決は対世効を有する。その規定は

原則として判決公表の翌日に廃止される。

しかしながら、憲法は、憲法院にきわめて広い調整権限を与えた。

憲法院は、廃止を延期し、法の空白または大きな法的不安定を避けることができる。この期間に立法府は違憲性を修正することができる。

また憲法院は、違憲の規定から生じる諸効果について問題とすることもできる。多くの場合、憲法院は、その判決の当日に裁判所に係属中の訴訟において違憲の規定の適用の停止を求めることができる。こうして憲法院は、提訴者だけではなく進行中の訴訟の当事者すべてがその判決の効果を享受できるように配慮するのである。これは「申立て人の特典 *prime au requérant*」と呼ばれるものであり、すべての進行中の審理に適用される。

ここに、法的安定性の観点から条約適合性審査と比較した合憲性審査の利点がある。一方で、QPCは、違憲判断の場合に対世効をもつ。その法規範は消滅し、すべての者がその効果を享受する。他方で、憲法62条により、憲法院は、この違憲性を確認する際に、違憲性を修正するために必要とされる改革の適用を期待しつつ暫定的な規定を定める権限を与えられている。

違憲判断と廃止を避けるため、憲法院は事前審査において、しばしば解釈留保という手法をとることもある。憲法院が指示した方法で解釈または適用されるという条件の下でその規定は合憲であると宣言することである。解釈留保も同様に、一定期間内の適用のために調整されることがある。

結論として、破毀院と同様にコンセイユ・デタも合憲性審査に関与するが、法律の合憲性を評価し、憲法解釈の統一性を確保する任務は憲法院にのみ属するということである。